

飯館村民救済申立団ニュース

発行責任者：飯館村民救済申立団 事務局
 福島県伊達市伏黒字一本石41-2 F5-1
 事務局長 佐藤忠義
 HP：http://kyusaimoushitatedan.jimdo.com

巻頭の挨拶 「今の進捗状況について」

飯館村民救済申立団 事務局長 佐藤 忠義

私たちの申立団を結成したのが昨年7月20日です。そして、約3000人で申立書を原子力紛争解決センターに提出したのが11月14日でした。この間、「どうなってんだべ？」と尋ねられることが何度もありましたので、事務局長として今の進捗状況をご報告します。

団長・副団長らと交代で、月1回以上ある弁護団会議に出席して参りました。毎回、都内に事務所のある弁護士さんを中心にして、20人以上が会議室からあふれそうになるくらい集まって熱い議論をなされています。面談で話を聞いていただいた時とは違って、弁護士同士の戦略を練る議論というのは「裁判よりADRが早いとはいっても、法律に則ってやるということは大変なことなんだなあ。」と、素人の私にも伝わってきます。

その一方で、議論も重要なことなのですが、早く何か一つでも成果を出してもらえないものだろうか、とも正直思います。財物の賠償がいくらかでも出ている人はまだしも、そうでない人の生活の見通しを一日も早く立てられないものかと、折に触れて弁護士さんたちに訴えております。

また、弁護士さんたちもそこはよくご理解下さっていると思います。ようやく、6月2日にADRセンターの仲介委員・調査員・東電側代理人(弁護士)と進行協議をする事ができました。そのとき、裁判官にあたる仲介委員の方が我々の要求を伝えたところ「現地を見に行きましょう」と言ってくれたのが、大きな進展といえます。日程はこれから決まりますが、村内を見てもらうにあたっては、みなさんのご協力が欠かせません。これまでの経緯と今後の見通しについては、7月26日から8月9日にかけて相馬と福島と伊達で弁護士による報告会を開くことになりました。万障お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

<団長 長谷川健一さんに聞く>

2015年3月13日東電からの回答書の感想

東京電力は、今年の3月13日に、ようやく我々に対する答弁書を出してきました。しかしその内容たるや、「被ばくはまったく問題ない」「(賠償には)ちゃんと対応している」といった調子で、私たちの申立書を読みもしないで決まった文書を送ってきたようです。私たちの申立から4ヶ月も待たせておいてこの程度か！と改めて怒りがこみ上げてきました。放射能だけいただいて黙っているわけにはいきません。ADRの仲介委員にきちんと飯館村の状況を見てもらって、東電の言い分がいい加減であるとわかってもらいましょう。



<副団長 菅野哲さんに聞く>

2015年5月9日/10日 弁護団現地視察

5月9日、弁護団による飯館村内見学が実現しました。「現場を見てもらえないことには、私たちが奪われたものをわかってはもらえない」との思いで、村内の見学ルートを設定しました。この日、村内見学に参加した弁護士さんは合計37人。白っぽい真砂土を敷き詰めた除染後の田畑や、積み上げたフレコンバッグの山が続く光景に、「来て良かったです、おっしゃっていたことがよくわかりました」という弁護士さんもいました。長谷川団長が、「このフレコンバッグの山は、住宅周辺のみです。これから始まる農地の除染で出てくる汚染土はどこに置くんでしょうか。ほんとうに帰村宣言までに撤去されるんでしょうか」と言い添えていました。長泥の見学にあたっては、現行政区長の嶋原良友さんの都合がつかなかったため、前区長の杉下初男さんに当日のガイドをお引き受けただいて実現しました。また、役場にたちより、そぼ降る雨の中、村民歌「夢おおらかに」を聞いていただきました。

若い弁護士さんの中には用心のためにとマスクを着用している方もおられて、もつともな判断だと思いつつ、なんとも辛い気持ちにもなりました。

この夜の投宿先は穴原温泉でしたが、さすが同じ志の弁護士が何十人も集まると、夕食にお酒が出て肴は法律談義とばかりに、大広間のそこそこに熱い立ち話の輪ができていました。

<副団長 佐藤公一さんに聞く>

6月2日 ADRセンターとの第1回進行協議

6月2日に行われた進行協議に同席しました。席に着いたのは、我々の弁護団とADRセンターの仲介委員と、調査員、そして東電の代理人である弁護士が集結しました。私たち長谷川団長以下申立人は、それぞれのやりとりをじっと見守りました。

成果があったのは、仲介委員が飯館村を現地調査すると言ってくれたことです。日程と調査地点はこれから決まります。この協議で解決しなかったのは、財物賠償に関して、我々が東電に提出した必要書類を、整理して持っている東電側が「出さない」と言っていることです。弁護士の一人が「それはおかしい」と追及しましたが、この場では決着がつかず、引き続き弁護団が仲介委員に「東電に提出を求めるよう」要請しています。予定の2時間よりも時間を超過して進行協議は終わりました。



ADR団体及び訴訟団体共同で一方向的な避難区域解除方針に 対して申入書を村に提出

飯館村村長 菅野 典雄 殿

申入書

前略 ご免下さい。

さて、村が避難指示になって4年が経過しましたが、4月21日付新聞報道によれば、飯館村は、帰還困難区域の長泥行政区を除く村内の避難指示解除の目標を「遅くとも平成29年春とする方向で調整に入った。」と報じています。また、この間行われた行政区懇談会で貴職は、新聞記事の内容を否定せず、かえって「避難解除の時期を決定しなければ、不動産賠償や避難慰謝料の今後の支払いはない。」などと賠償問題を持ち出して早期避難解除に向けて村民の同意を迫るかのとき説明をしています。

しかし、避難指示の解除は、村民の生命・健康・生業に直接かかわるものであり、不動産賠償や避難慰謝料等といった賠償の打ち切りに直結するもので、村民の全面的な同意なしに進められることがあってはなりません。

これまで飯館村は、住民自治の精神を何よりも尊び村政に反映してきました。貴職こそ、かつては、このような村民の自治の下で進められた「村づくり」を誇りとして内外に宣伝してきたではありませんか。

貴職は、村民自治による政治をみずから誇りとしてきたにもかかわらず、政府と歩調を合わせ、あるいは率先して、放射能汚染のおよそ不十分な除去しかなしえていない飯館村に村民を早期帰還させようと図っており、この様な所業は許されるべきものではありません。

今回の原発事故においてこそ、村の住民自治の原則に立ち戻り、村民の意思を十全に受け取る仕組みを工夫し、各行政区の十分な討議を経た総意を飯館村の将来計画として創造していくこそが求められています。村長たるもの避難指示の解除を課題とする以前に、避難村民一人一人の自由な意志のもとで、十全な賠償が受けられ、一人一人が破壊された生活の再建をなしとげることが、何よりも優先される課題であること、これを正面に据えた施策を実施すべきです。

飯館村の現状をみれば、村民が帰還して生活することはもちろん、農林業や商工業など生業を再開できる目処のないことは誰の目にも明かです。まずは、村民が安心して帰還できるよう除染の徹底及び除染廃棄物の撤去、十全な生活補償など、村民の生活生業を守る政策の実施が不可欠です。単に賠償の打ち切りしにしか繋がらない避難指示の解除を、村民の意向を無視して発言することは、村民に対する重大な裏切り行為であります。

ついては、貴職に対して裏面の通り申し入れます。

記

第1. 村は、「遅くとも平成29年春」とする避難指示の解除目標をただちに撤回し、「飯館村としては、除染の状況や解除後の生業の見通しは勿論、村民の同意なしには村として国の避難指示の解除には同意しない」ことを明確に表明すること。

第2. 村は、東京電力株式会社に対して、不動産賠償や避難慰謝料については原子力損害賠償審査会の方針通りに支払いを継続するよう要求すること。

第3. 村は、国及び東京電力株式会社に対し、仮に避難が解除された後も、村民の農林業・商工業等の生業所得が原発事故前の水準に回復するまで差額を補償する等の措置を講ずるよう求めること。

第4. 村は、国に対して、完全な除染を行い、かつ、廃棄物を速やかに撤去することを求めること。

以上4点を直ちに実行するよう申し入れます。

尚、本書面に対する回答を、本書面提出後1週間以内に、文書にて申入者代表長谷川健一宛に送付するようお願いいたします。

以上

2015年6月3日

(申入者)

原発被害糾弾飯館村民救済申立団(3,023名)

代表 団長 長谷川 健一

蕨平地区集団申立の会(111名)

代表 会長 志賀 三男

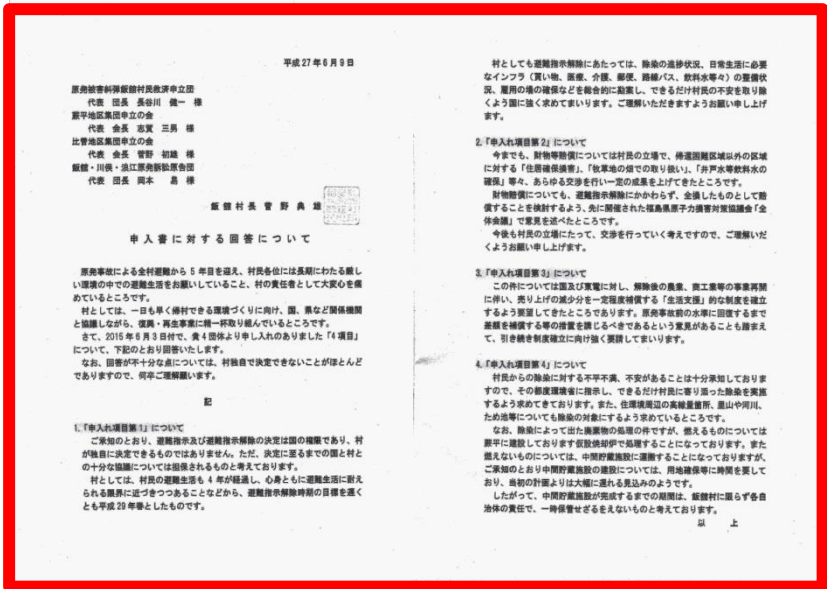
飯館・川俣・浪江原発訴訟原告団(40名)

代表 団長 岡本 易

比叡地区集団申立の会

代表 会長 菅野 初雄





原発被害糾弾飯館村民救済申立団
代表 団長 長谷健一 様
蕨平地区集団申立の会
代表 会長 志賀 三男 様
比曾地区集団申立の会
代表 会長 菅野 初雄 様
飯館・川俣・浪江原発訴訟原告団
代表 団長 岡本 易 様

申入書に対する回答について

原発事故による全村避難から5年目を迎え、村民各位には長期にわたる厳しい環境の中での避難生活をお願いしていること、村の責任者として大変心を痛めているところです。村としては、一日も早く帰村できる環境づくりに向け、国、県など関係機関と協働しながら、復興・再生事業に精一杯取り組んでいるところです。さて、2015年6月3日付で、貴4団体より申し入れのありました「4項目」について、下記のとおり回答いたします。なお、国答が不十分な点については、村独自で決定できなし、ことがほとんどでありますので、何卒ご理解願います。

記

1. 「申し入れ項目第1」について
ご承知のとおり、避難指示及び避難指示解除の決定は国の権限であり、村が独自に決定できるものではありません。ただ、決定に至るまでの国と村との十分な協議については担保されるものと考えております。村としては、村民の避難生活も4年が経過し、心身ともに避難生活に耐えられる限界に近づきつつあることなどから、避難指示解除時期の目標を遅くとも平成29年春としたものです。
村としても避難指示解除にあたっては、除染の進捗状況、日常生活に必要なインフラ(買い物、医療、介護、郵便、路銀バス、飲料水等々)の整備状況、雇用の場の確保などを総合的に勘案し、できるだけ村民の不安を取り除くよう国に強く求めてまいります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。
2. 「申し入れ項目第2」について
今までも、財物等賠償については村民の立場で、帰還困難区域以外の区域に対する「確居確保損害」、「牧草地の畑での取り扱い」、「井戸水等飲料水の確保」等々、あらゆる交渉を行い一定の成果を上げてきたところです。財物賠償についても、避難指示解除にかかわらず、全損したものとして賠償することを検討するよう、先に開催された福島県原子力損害対策協議会が「全体会議」で意見を述べたところです。
今後も村民の立場にたつて、交渉を行っていく考えですので、ご理解いただくようお願い申し上げます。
3. 「申し入れ項目第3」について
この件については国及び東電に対し、解除後の農業、商工業等の事業再開に伴い、売り上げの減少分を一定程度補償する「生活支援」的な制度を確立するよう要望してきてところであります。原発事故前の水準に回復するまで差額を補償する等の措置を講じるべきであるという意見があることも踏まえて、引き続き制度確立に向け強く要請してまいります。
4. 「申し入れ項目第4」について
村民からの除染に対する不平不満、不安があることは十分承知しておりますので、その都度環境省に指示し、できるだけ村民に寄り添った除染を実施するよう求めてきております。また、住環境周辺の高線量箇所、里山や河川、ため池等についても除染の対象にするよう求めているところです。なお、除染によって出た廃棄物の処理の件ですが、燃えるものについては蕨平に建設しております仮設焼却炉で処理することになっております。また燃えないものについては、中間貯蔵施設へ運搬することになっておりますが、ご承知のとおり中間貯蔵施設の建設については、用地確保等に時間を要して
おり、当初の計画よりは大幅に遅れる見込みのようです。したがって、中間貯蔵施設が完成するまでの期間は、飯館村に限らず各自治体の責任で、一時保管せざるをえないものと考えております。

6月9日村長からの回答書が来ました。しかし、各申し入れ項目に対して抽象的かつ真正面から回答しようとしていませんでした。そこで再度、次の2項目を7月15日に再申書として提出しました。

第1. 村は、「遅くとも平成29年春」とする避難指示の解除目標をただちに撤回するとともに、全村の除染が完了し、インフラの整備、村民の生業の見通しが確実に上がった上で、村民の同意が得られない限り、国の避難指示の解除には同意しないことを表明すること。

第2. 村は、避難指示解除に対する賛否の意思表示をするに際しては、村民による住民投票を実施すること(条例案を村議会に提案すること)

飯館村長 菅野 典雄

ひだんれん設立集会

5月24日に、原発事故被害者連絡会(ひだんれん)の設立集会が、二本松にある県男女共生センターで開かれました。
この設立については、私たちの弁護士団が申立を準備する過程で、「他の弁護士団、原告(申立人)とも情報交換したい」と言っていたころから長谷川団長たちが告訴団の武藤類子団長や佐藤和良さんたちと相談して実現したものです。記念講演は、滝根でいたけ農家をしていたこともある宇宙飛行士の秋山豊寛さんで、途中、しいたけの出荷ができなくなった下りにさしかかったときは、声を詰まらせていました。それぞれの参加団体からの挨拶には(申立団代表として)、私が立ちましたが、やはり私も途中でこみ上げてくるものに耐えられなくなりました。他にも何人か、同じようにしながら、順番に挨拶を終えました。状況や立場は団体によっても、一人一人でも違っていますが、協力できるところは協力して、やっといこうということになりました。



ADR進捗状況経過報告会 & 総会 開催日程

7月26日(日)	午前9時	飯野学習センター
	午後1時	松川第2仮設集会所
8月8日(土)	午前9時	南相馬労働福祉会館
	午後1時	福島県青少年会館
8月9日(日)	午前9時	相馬農協研修センター
	午後1時	伊達東交流館 報告会
	午後3時	伊達東交流館 飯館村民救済申立団 総会

多くの申立人のご参加をお近くの会場にて弁護士・申立団共々お待ちしております。

ひだんれんからのお知らせ

7.27 福島県民集会へぜひお誘いあわせの上ご参加ください!

国と県は勝手に決めるな! 被害者の声を聞け!
「住宅支援・区域指定・賠償の継続を求める福島県民集会」
内堀県知事から発表された「自主避難者の住宅無償供与の打ち切り方針」に対して、ひだんれんとしても抗議アクションを起こすことになりました。
お誘いあわせの上、会場へお越しください。人数もチカラになります。

記

福島県民集会 & 県申入れ行動

・日時 7月27日(月)11:00~14:30

・場所 福島テルサ、福島県庁

※昼食は各自で済ませて頂きますようよろしくお願いいたします。

ひだんれんホームページ: <http://hidanren.blogspot.jp/>

国と県は勝手に決めるな! **被害者の声を聞け!**

住宅支援・区域指定・賠償の継続を求める
福島県民集会&県申入れ行動

政府は、居住制限区域・避難指示解除準備区域について、2017年3月までに区域指定を全て削除し、対象地区住民への避難料(精神的損害の賠償)を2018年3月までにすべて打ち切る方針を示しました。また、福島県はこれに呼応し、指定区域外避難者への住宅無償支援を2017年3月で打ち切ると発表しました。被災当事者の声を聞くことの無い、一方的な決定でした。

県は、早期帰還のみを押し付けようとするのではなく、原発事故子ども・被災者支援法の理念に則り、被災者が自らの意思によって避難や居住の選択を行えるよう努め、住宅支援を継続し、政府に区域指定と賠償の継続を求めるべきです。

ひだんれんは、住宅支援・区域指定・精神的損害賠償の継続を求め、被災当事者の声を聞く場を設けるよう県に申し入れを行います。一方、決められた政策によって選出された形だけの復興ではなく、真の「人間の復興」のために、原発被害者が一丸となって声を上げましょう!

日時: 2015年7月27日(月)
11:00~14:30

場所: 福島テルサ・福島県庁

プログラム:
11:00~12:00 福島テルサ 福島県庁
12:00~ 集会申入れ職の授け
13:00~14:30 福島県庁 県申入れ、交渉
解散

主催 原発事故被害者団体連絡会(略称:ひだんれん)
連絡先 福島県田村市船引町声沢字小倉140-1
電話 080-5739-7279 Eメール hidanren@gmail.com
福島県テルサは駐車場がありませんので、近隣の有料駐車場の利用をご確認ください。

全国各地から



11月14日ADR申立から8ヶ月、全国各地から励ましのお言葉と共にカンパが集まっております。全国の皆様のカンパなしではここまでやって来れなかった大きな励みとなりました。この場をお借りして、カンパして下さった方々に感謝の意を表します。ありがとうございました。
今現在、391名のご支援によってカンパ金額4,086,725円が集まっております。これからまだまだ先の見えない闘いは続きますが、このご支援に応えるべく申立人ひとり一人が、この原発事故が風化しないように、そして早期解決に向けて東電・国・県・行政に対して声を上げ続けていきたいと思います!